

車いす貸与事業をご利用の前に

この事業は当協会が県内にお住まいの肢体不自由児家庭に、車いすを貸与する制度です。申請する前に必ず以下の事項をご確認ください。

申請から貸与まで

事前に在庫の状況をお電話にてご確認ください。
車いす貸与申請書(様式1号の2)を送付します。

届いた上記申請書に必要な事項をご記入のうえ、提出してください(郵送可)。

当協会よりご家庭に貸与の決定を郵送にてお知らせします。

現品のお受取は当協会までご来所ください。(必ず事前にお電話にてご予約ください。)

貸出し対象: 千葉県内居住の20歳以下の肢体不自由児者とする。(施設入所者は対象外とする)

貸出時間: 10時～16時

- ・ 保護者または親族が来所のうえ受領する
- ・ 協会にて借用書の記入をお願いします。その際、身分証のコピーを取らせていただきます。印鑑もおもちください。

貸出し期間: 2年以内(千葉県外への移転、施設への入所をした場合は速やかに返却してください)

費用: 貸出しは無料です。ただし破損・減失した場合は修理、もしくは補填をしていただきます。

返却: 来所のうえ、破損・部品等確認後、申請書、身分証明書コピーを返却

ご注意

- 申請書提出後のサイズ変更等はできません。
- 車いすは既製の自走式(手動)です。特殊な装備はありません。
- お一人につき一度の貸与となります。
- 貸出した車いすを自宅以外に置いたままにする場合は協会所定の確認書を提出願います。
- 貸与中の事故等については申請者の責任とする